



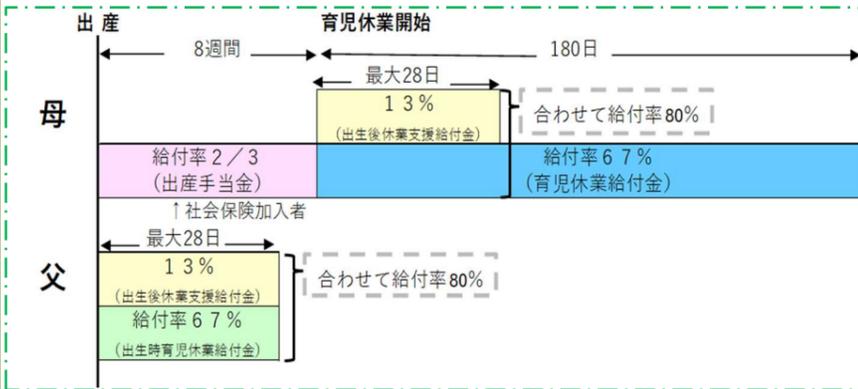
新制度スタート！「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」

2025年4月から「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」が新設されました。子育て中の親に対する経済的支援を目的とした給付金で育児休業中の所得減少を補い、子育て、仕事の両立をサポートする制度です。今号では、対象となる方の条件や手続きのポイントをお伝えします。ご不明な点等ございましたら、お気軽にあおば事務所までご連絡ください。

《今回の記事は、小笠原が担当しました》

出生後休業支援給付金

雇用保険の被保険者である労働者が、子の出生後の一定期間に（男性は子の出生後8週間以内・女性は産後休業後8週間以内）**被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得し給付金を受給する場合**に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額が支給されます。（育児休業給付とあわせると給付率が80%へと引き上げられます。）



例外! 配偶者の育児休業を要件としない場合

1. 配偶者がいない
2. 被保険者の子と法律上の親子関係がない
3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
4. 無業者（専業主婦・主夫、無職など）
5. 自営業者フリーランスなど雇用される労働者でない
6. 上記以外の理由
例：配偶者が被保険者でない

Q.申請のタイミングはいつ？

- A. 子の誕生日または出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日から申請開始となります。
または、①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合はお達した日の翌日
②配偶者が2回目の出生時育児休業を取得した場合は、2回目終了した日の翌日



POINT

申請期限は、申請開始日を起算として2か月を経過する日の属する月の末日までとなるため計画的に取得、申請する必要があります。

Q.4月1日より前に出産をされている場合は申請できるの？

- A. 出産日の要件はないため、3月に出産（出産予定日）の場合、4月1日以降要件を満たせば、最大28日間まで支給されます。

POINT

4月1日より前に28日間の育児休業を取得されている場合は、制度開始前となり、申請することができません。
また、制度開始前に出生後8週間を経過している場合も、要件を満たすことができないため申請できません。

CHECK

出生時育児休業期間中の就業時間について

出生時育児休業期間中に労働時間が多いと給付金が減額・不支給になる可能性があり、休業期間中の就業日数が10日以下（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）であることが必要です。

育児時短就業給付金

2歳に満たない子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たしたときに時短勤務中の賃金の最大10%相当額（賃金が90%以下となった場合）が支給されます。支給対象者は、次の受給資格の両方を満たし、育児時短就業中は毎月支給要件のすべてに該当する必要があります。

受給資格

1. 1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する雇用保険被保険者であること
2. 育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始している

各月の支給要件

1. 初日から末日まで続けて被保険者である
2. 1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある
3. 初日から末日まで続けて育児休業・介護休業給付金を受給していない
4. 高齢雇用継続給付の受給対象となっていない

Q.申請のタイミングはいつ？

- A. 初回申請は、支給対象月の初日から起算して4か月以内、2回目以降は、2か月に1度の申請になります。

POINT

申請期限は、給付金支給要件を満たした各月の初日から4か月以内です。

Q.4月1日より前に、時短就業をしている場合は申請できるの？

- A. 制度開始前となるため、4月1日以前については申請できませんが、引き続き4月1日以降も時短就業をしている場合については受給資格・各月の支給要件を満たせば、申請することができます。

Q.パートやアルバイト（短時間勤務）の方が時短就業をした場合は？

- A. 雇用保険の被保険者であることが要件の1つにあるため、パートやアルバイトの方が時短就業を希望する場合、時短後の労働時間が週20時間以上となるように調整することが必要です。

POINT

短縮後の所定労働時間が週20時間を下回る場合は、雇用保険の被保険者資格を喪失することとなり、育児時短就業給付金の支給対象となりません。ただし、子が小学校就学の始期に達するまでに1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することが前提となっていて、その旨が就業規則等の書面により確認できる場合を除きます。

CHECK

前職で育児休業給付金の受給手続きを行っていた場合について

2025年4月以降に、雇用保険資格取得届の手続きをした後に交付される、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」に育児休業等給付受給可と表示されます。



雇用保険料率変更のお知らせ

2025年4月1日からの雇用保険料率は以下の通りです。変更後の保険料率は、4月に締日のある給与から反映してください。

事業の種類	負担者			事業の種類	負担者		
	労働者	事業主	全体		労働者	事業主	全体
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000	建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000